

平成 20 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局
局長 布村 明彦 様

「淀川水系河川整備計画原案（平成 19 年 8 月 28 日）」に対する意見（案）
（080311版）

淀川水系流域委員会
委員長 宮本 博司

[意見提示の趣旨]

淀川水系流域委員会（以下「委員会」と呼ぶ。）は、平成 19 年 8 月 28 日に近畿地方整備局（以下「整備局」と呼ぶ。）から提示された「淀川水系河川整備計画原案」（以下「原案」と呼ぶ。）について、意見を述べることを求められた。委員会は、17 回（第 57 回～第 73 回）の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。

しかし、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。

また、「原案」は、これまで第 1 次、第 2 次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成 16 年 5 月 8 日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっておらず、そのため整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。

このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点における委員会の意見を提示することとした。

[意見]

委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。

1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想

・整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」という基本的な考え方を示している。

しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。

・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。

・このように、「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づいているとは認められない。

・また、整備局は、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については、「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。

・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想から一步も出ていない。

・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策

・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現

状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。

・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、^{ハイウォーターレベル}「H W L」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をH W L以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策が、いつどのような規模で発生するか分からない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。

・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限にくい止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如

・整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示している。

・しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。

・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

4. 個々のダム計画について

（1）大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

・宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さ

い。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。

（２）川上ダム

- ・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。

- ・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。

- ・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。

（３）丹生ダム

- ・異常渇水対策容量の確保について、対象渇水規模を既往最大渇水（昭和１４，１５年渇水）としていることは過大である。

- ・また、「マイナス１．５ｍ以下には水位低下をさせない」という整備局の説明と、琵琶湖総合開発事業における「異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス１．５ｍから補償対象水位マイナス２．０ｍまでの取り扱い」との関連が不明確である。

- ・仮に、既往最大渇水を対象とし、「マイナス１．５ｍ以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性があることから、異常渇水対策容量の確保の必要性は認められない。

- ・整備局が、天井川である姉川・高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識しているのであれば、可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、具体的な整備計画原案を提示することを求める。

（４）ダム全般について

- ・河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底

的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということを、これまで整備局と委員会は共有してきた。

- ・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。

- ・また、整備局は、平成19年12月20日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のように、いずれのダム計画についても現時点においては事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない。

- ・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。

以 上